### 市民意見募集手続きの結果について

- 1 計画等の案の名称 上田市使用料等算定に係る受益者負担のあり方に関する基本方針(案)
- 2 募集期間 令和4年11月16日(水曜日)から令和4年12月15日(木曜日)まで

### 3 実施結果

#### (1)意見等の区分

区 分	内 容	件 数
ア 反映する意見	意見等の内容を反映し、案を修正したもの	1件
イ 主旨同一の意見	意見等の同趣旨の内容が既に案に盛り込まれているもの	1件
ウ 参考とする意見	案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	18件
エ その他	その他の意見	16件
合計		36件

### (2)提出方法

	持参	郵便	電子メール	ファクシミリ	計
0 化	‡(0人)	0件(0人)	26件(13人)	10 件(7人)	36件(20人)

### 4 意見に対する市の考え方

### ア 反映する意見

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
1	(ページ等) 10ページから13 ページ 7 減額・免除につ いて	減額・免除の問題点 減免の基準についても大きな危惧があります。 100%免除が受けられるのは、基本的に公共団体等の場合となっています。区分5において、「市内に所在する公共的団体等が公益的な活動をする場合」も100%免除となっていますが、※1、※2を見ても、私たちのような団体の活動が、これに該当するとしません。幸い、これまでは公民により感謝に堪えませんが、これが継続されるのか心配でなりません。減免基準については、より分かりやすくするとともに、より広く市民の生涯学習の活動を支援するよう、減免を広く認める方針としていただくことを希望します。	社会教育関係団体の活動についての明記がなく、わかりにくいことから、P12の「公共的団体等」の説明文に、社会教育関係団体の文言を追加します。

# イ 主旨同一の意見

No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
2		受益者負担の考え方、正しいと考えます。それに加え、体育館を個人で使いたいまえることで利用を増やすことが可能と考えることで利用を増やすことが可能と考えるります。 1.  https://nelcs.ne.jp/Facilityrsv/2020300/上記「上田市公共施設予約シリンステム」にと思いるのは大きでであまります。 2.  私が主に知っているのは柔道場がいて個人ではいっても他のがあまりはないかと思っているのは柔があまりでででいるがあまりででででした。 他の放利用時間」という時間を設けて置いたした。 例として、新宿スポーツセンターの例をURLで記載いたします。 https://www.shinjuku-sportscenter.jp/facilities/riyou_kojin.html現在、上田エリアの図書館とのではないが、と考えております。	上田市公共施設予約システムの周知については、関係課に共有させていただきます。 また、利用者の増加策としてお示しいただきました施設の事例等についてすいります。

## ウ 参考とする意見

これまで減免措置を適用して頂き、活動の発展を大いに助けて頂いてきました。しかるに、今後有料になるかのような「見直し」がったれました。理由とされている「受益者負担」という考え方も含めて、断じて容認できません。そもそも文化活動を、「受益者」として認定していいものでしょうか。市財政の厳しい昨今、支出の見直しを迫られていることは、方分に理解できます。しかし、なぜその鉾先が市民の文化活動へと向けられなければならないのでしょうか。昨年は上田自由大学100年であり、今年もそれに関連した集会が開催され、コロナ禍にも拘わらず市の内外から多くの人々が結集され、成功したことは、別まででまいりたいと考えております。  3	No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
	3		発展を大いに助けて頂いてきました。しかるに、今後有料になるかのような「見直し」が示されました。理由とされている「受益者きたい」という考え方も含めて、断じて登園では一つでは、一つでしょうか。市財のることがでしょうか。市財できます。しかし、なぜそのでしょうか。昨年は上田のでしょうか。昨年は上田のでしょうか。昨年は上田のでしょうか。昨年は上田のでしょうか。昨年は上田のでしょうか。昨年は上田のでしょうか。昨年は上田のでもり、今年もそれに関連した集合の人々が結集され、成功したことが開催され、カーナ禍にも拘わられていことです。先人たちは、つてもました。そうした姿に関芸術の花を開かせようとよいでしまが、そうした姿に関芸術の花を開かせようとました。そうした姿に学び、さらにも、といてきました。そうしたとっても極めても、といてしょうか。そのためにも、	きましては、使用料・利用料金の算定にあたっての基本の事を定め、市を定め、市使用料・利用料本のを表示を定め、市使のでは、市のでは、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中

	願いする次第です。	
	また、こうした市民サービスの大きな改変	
	については、市議会で徹底論議して決めて	
	いくべきものだと考えます。一片の通達やア	
	ンケートで決めるなど拙速に過ぎないので	
	はないでしょうか。	
	現在まで 30 年にわたって、ほぼ毎年のブ	
	ックレットの刊行や地元公民館や学校での	
	講演、フィールドワークなどをおこなってきま	
	した。	
	こうした活動が続けられてきた背景の一つ	
	には、施設利用に対する減免措置がありま	
	す。しかるに、今後有料になるかのような	
	「見直し」が示されました。理由とされている	
4	「受益者負担」という考え方も含めて、断じて	
	容認できません。	
	まず 1 点目として、そもそも文化芸術活動	
	を、「受益」として認定していいものでしょう	
	か。これらは直接的利潤は生み出しません	
	が、くらしや心を豊かにする市民の活動だと	
	思うのです。それこそ、行政がバックアップ	
	すべきものではないでしょうか。私たち市民	
	の税金なのですから。	
	2 点目として、ネットだけで短期間に意見	
	募集するのは、極めて拙速に過ぎないので	
	はないでしょうか。「基本方針案」策定にあた	
	っては、今後利用者の声を聴く機会を設け	
	たり、市議会に提案するなどの計画はおあ	
	りでしょうか?とりわけ利用者団体との話し	
	合いは不可欠だと考えます。さらに、これま	
	での経緯がわかる議事録や計画を進めるに	
	当たっての資料は、原則すべて公開される	
	のでしょうか。	
	いうまでもなく民主的な行政は、ていねいな説明と話し合い、資料の公開などの手続	
	は説明と話し合い、貝科の公開などの手続   きをとることによってはじめて担保されるも	
	のです。こうした点も納得できるものでなな ければ、反対せざるを得ません。	
5		
	「日射政の厳しいよう、文山の先直しを迫しられていることは充分に理解できます。しか	
	し、なぜその鉾先が市民の文化活動へと向	
	けられなければならないのでしょうか。昨年	
	は上田自由大学 100 年であり、今年もそれ	
	に関連した集会が開催され、コロナ禍にも拘	
	わらず市の内外から多くの人々が結集さ	
	れ、成功したことは記憶に新しいところで	
	す。先人たちは、今よりもはるかに厳しい社	
	会環境の中にあっても、文化や学問芸術の	
	花を開かせようと鋭意努力してきました。そ	
	うした姿に学び、さらに発展させることは、上	
	田市にとっても極めて重要なことではないで	
	しょうか。	
	ぜひ再考されんことを強く望むものです。	

6	『広報うえだ』(11月号)にて初めて「パメ募集」を知りました。市ホームページ技の「基本方針(案)」に辿り着くまでには四八苦しました。もう少し丁寧な検索方法がいと、極めて限定した市民しか情報公開意見表明は不可能になります。当然、パンの扱えない方々は除外されます。これ市民合意の行政でしょうか!	引載 ては、ホームページでの募 9苦 集に加え、市役所本庁舎、 が無 丸子地域自治センター、真 間や 田地域自治センター、武石 ソコ 地域自治センター、豊殿地
7	広報で公示して後、約一カ月弱しかる る余裕時間はありません。12 月 15 日紀 切りは、余りにも早過ぎです。年末の超多 の最中で、どれだけの市民が意見表明 るかは疑問です。多くの市民不在で推過 ることは、将来に禍根を残します。	<ul><li> 募集を実施させていただきました。</li><li> 今回の基本方針(案)につきましては、使用料・利用料</li></ul>
8	案文は非常に難解ですので理解に至 せん。絶対に【市民説明会】が必要です。	りま 金の算定にあたっての基本 的な考え方を定め、市民の
9	市民の自覚を援助する上田市(教育)が (諸条件整備)は、他自治体が羨むようが 民本位の施策を推進してきました。これに 人たちの歴史的努力の賜物で、我が信が 田の個性的価値です。これを切り崩すが は地域愛の立場から反対です。	理解が得られる適正な使用 は市 料・利用料金設定とするた は先 めに全庁的に取り組むこと N上 を目的としております。
10	今まで、各公民館の下に認可されては「利用者団体」の「使用料・冷暖房費」は額免除でした。これに因って、どれ程ので力向上に貢献したか図り知れません。はるに、今回の(案)は「公民館利用者団体位置付け(記述)が全くありません。従前の免措置が保持されるか否か?非常に不が募ります。従来通りに保守(使用料・洗房費)されることを熱望します。そうでなりば、影響が大き過ぎます!	t全 明を行ってまいりたいと考え 市民 ております。 」の 〕減 う 安 奇 暖
11	『方針』(案)はアレコレと「市民間のな性・合併の地域的不均衡」とかを述べてはすが、それは市民の利用頻度の違いではて「公平性論」と全く別物です。結局は高祉の軽視・市民負担の増額提案を「説するための暴論だと断言します。	いま あっ ī民
12	減額・免除については【原則減免しい!】を基本に、【許された特例として減まであげる!】という上から目線が気になす(市民の税金ですよ)。市民の諸活動である姿勢(市教委の生涯学習方針)が塵も感じ取れません。従来方式の何処に題があるのでしょうか? 施策を打出するには、現状の「成果と問題点」を洗い浚してから評価・判断するのが常ですが、で成果分析(市民力向上に果した役割)が欠落しております。ですから後退施策(次房費)には絶対反対です。	免しま 接 で 問 合 出 の く 冷 で
13		りの <b>運営</b> 设市

	T =	
14	『自由大学発祥の地・信州上田』として、 その全国的評価を低下させないで欲しい気 持ちで一杯です。市教委も自由大学理念を 方針化しておりますので、未来世代から指 弾されず、道を外れない施策を望みます。	
15	施設利用者の周知が徹底されているので しょうか?利用者団体の集まりの時には聞 いてなかったと思います。	基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。
16	公民館は社会教育の場として、とても重要です。そういう点でも施設を利用する方としない方の負担の公平性を確保~とありますが、そこで線引きするのはおかしいと思います。また、減免となると利用しづらくなり、上田市の文化等を守るためにも、もう少し議論すべきだと思います。	適正な使用料・利用料金 設定という観点から、使用 料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)につきまいただきました。 基本方針(案)につきました。 基本方針(案)につきまじいりたいと考えては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧なおります。
17	現在、減免で公民館使用し、体操をしています。 上田市が住民の自主的な活動を支えて下さり、感謝しております。 少子高齢化の進む中、当事者を含め、要望にそった活動は、増々必要になると思います。 活動の内容、団体等により選別され、負担を強いることは止めてほしいと思います。 内容について、利用者に充分な説明と討議が必要だと思います。	基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。
18	公民館は、社会教育の場として市民に広く開かれた場です。これまで多くの団体が社会教育団体と認められ登録し活動しています。 今後の市民活動に多大な影響を及ぼしかねない、受益者負担についての周知が市民におこなわれていません。 また利用する団体の多くが免除されていた使用料を負担するよう変更されること自体が納得できません。  1. 市民との意見交換会やアンケートの実施を求めます。	基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

19	公民館などは市民にとって必要あり、コミュニケーションの場でもこの(案)は非常に難しい内容にため、この(案)を見て意見をくだなく、分かりやすい内容で説明会しいです。その説明を聞いて、意見のが良いのではないでしょうか。	ためります。
20	私たちのグループは大変小されてす。 小さなグループではありますが定期的に開催されています。 昔ながらの手作りの料理や、健また子どもの権利条約の学習ないます。年齢と共に家にこもりがしまいますが、お互いに声を掛け学びあったり、情報の交換をした交流の場です。小さなグループで費の貯えもありません。利用料の負担については反対でせい、利用者の声を聴いていただきたいと思います。	ては、今年の夏頃を目途に 説明会を開催し、丁寧な説 明を行ってまいりたいと考え ております。 どを行って ちになって 合いながら りの大切な すから、会 の免除がな ん。 です。

### エ その他

エそ	- 0.71世		
No.	意見区分	意見の概要(要旨)	市の考え方
21	1ペ <del>ー</del> ジ 趣旨	1 趣旨の「また、施設によっては、利用者が固定化しているなど、施設を利用する方としない方との負担の公平性を確保することが必要です。」とあるが、車を運転しない、働いている、などの場合、利用したいと思ってもなかなか利用できないのではないか。利用している人と利用していない人(または利用出来ない人)を対立させるようで嫌な気持ちになります。	今回の基本方針(案)につきましては、使用料・の第定にあたっての第一次では、市内での第一次では、市内での第一次では、市では、市では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次
22	2ページ 基本的な考え方	本方針は、受益者負担を当然の前提としています。しかし、市の施設を利用民の権利の実現ともいうべきものです。市の施設の利用することを、個人のといないのでは、市民の人のといるを得ません。行支にも、では、大きでの大きに依拠することを関から、では、大きでである。この観点をできません。では、このでは、この負担を可能ないである。この負担を可能ないである。できます。では、以下の法律によっても確認できます。では、以下の法律によっても確認できます。では、以下の法律によっても確認できます。では、以下の法律によっても確認できます。なり少なくするとしての権利性、行政の責務については、以下の法律によっても確認できます。では、以下の法律によっても確認できます。なが必要だと思います。できます。本法第3条、第12条、第12条、第1条条、第12条、第1条条、第1条条、第1条条、第1条	施設の 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大 一大

		そして、これらは、憲法第13条、第25条に基づく基本的人権の一つであることも確認すべきと思います。	利用者がそれぞれ 50%負担すべきもの、利用者が100%負担すべきものとに負担割合を設定することで、適正な使用料・利用料金設定となることを目指しております。
23	4ページ 2 基本的な考え 方 (2)料金の算 定	これまで上田市の公民館は戦後困難な中で、市民が相互に生きる知性の場を作って育ててくれていることに感謝しています。コロナ禍の中で、市民相互のつながりの機会が困難になっている今、公民館の活動は大事になっています。この度の方針は、市民の文化を大切に知性・知識を育てるにはなじまないと思います。公民館利用者が年2回清掃もみんなが気持ちよく、感謝をこめてやっています。「社会教育」の基本にたって市民を応援してください。	基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。
24	8ページ 5 受益者負担割 合について (1)料金の受益者 負担割合 ウ施設 の性質的負担割 合	5 受益者負担 (1) 負担 で、 (1) 負担 目的 で、 (1) 負担 目の で、 (1) の (1) の (1) によっかが、 (2) の (1) の (1) が (2) の (3) の (4) の (4) の (4) の (4) の (4) の (5) の (5) の (6)	公民館のあり方等に関する御意見は関係課に共有させていただきます。
25	9ページ,13ページ 空調・照明・附属 器具等の料金について	「空調・照明等の料金」については、原則、減免しないとなっていることは問題です。また、附属器具等の料金については、個別に料金を設定できることとなっています。現在は、公民館等ではこれらの料金は徴収されていません。つまり、100%減免です。今回の方針によれば、それが100%負担となることになります。極めて大きな変更ですし、大きな負担となってしまいます。私た	空調・照明等の実費相当分については、利用者の皆様に御負担いただくべき性質の費用だと考えております。 基本方針(案)につきましては、今年の夏頃を目途に説明会を開催し、丁寧な説明を行ってまいりたいと考えております。

		ちの現在の予算では、到底負担できない金額となります。この点について、前述した観点から、「受益者負担」の基準だけで判断するのではなく、市民の生涯学習を支援する観点から、これらを市民に負担させることのないように方針を再考くださるよう強く求めるものです。	
26	9 ページ⇒ 6 その他⇒(営利 目的利用の設定)	設定してもいろいろな手段で加算逃れ、 例えば個人事業主が事業所得を得るために も関わらず、個人名で申し込み加算逃れが できるため、加算逃れの具体的な対策が必 要と考えます。 将来、ユーチューバーなど は再生回数で広告収入がある場合、加算対 象とするか判断が必要かもしれません。 非営利団体は、収益活動は出来るが営 利とならないはず。事業内容によって加算を するのか、非営利団体は加算しないとする か検討が必要(収益と営利の言葉の意味の 解釈は一般人では難しい)	御指摘の内容については、今後必要に応じて検討させていただきます。
27	10 ページ 7 減免、免除につい て・・全体	11 ページ(4)の区分 1、基準に市、市議会が主催、共催、委託する事業は 100%減免とあり、後援・協賛は減免の対象外とあるが、各会場への申請者は上田市で、会場での運営には市が関与しないという団体の場合は減免ということになるのでしょうか?	会場の申請者が市である場合は、市の主催、共催、 委託のいずれかの事業であると考えられます。
28		1. コンパクト・アンド・ネットワーク、ゼロカーボンの推進を強調 都市機能誘導区域、居住誘導区域などの各誘導区域、または古来からの農村等集交角機関で来やすい公共施設の使用料を低望をある。移動に伴う温室効果ガス排出を低望する。移動に伴う温室効果がスませ、同時に公共施設がくへの居住が望まれていることを市民に知らせるインセンティブとするのが目的です。 市政のあらゆる面において、ゼロカーボンとするのが目的です。 市政のあらゆる面において、ゼロカーボンとするのが目的です。 市政のあらゆる面において、ゼロカーボンとするのが目的です。 市政のあらゆる面において、ゼロカーボンとするのが目的です。 市政のあらゆる面において、ゼロカーボンによいです。より青光によりにより向けることによりに表す。	御提案いただきました内容について、今後研究させていただきます。
29		2. 使用料収入全体の収支変動予測を掲載	今回の基本方針につきましては、あくまでも使用料を 算定する際の基本的な考え 方をお示ししたものです。具 体的な施設の使用料等の改 定を実施する段階ではない ことから、市全体の使用料 等の収入見込の増減額まで をお示しするまでには至って おりません。

	1		
30		2 基本的な考え方 (2)料金の算定 ア 管理コストに含める経費(ア)サービスの場合 のはいかがなものかと思います。 多くの市民が文化・芸術やスポーツを楽した生活をしたいと思っていでしょうか。しかし、現実はないでしょうか。しかし、現実は難一を会にないではないでしょうか。また、料金とは、本金生活者でできません。公の施設のではないできるだけ低料金が望ましいのではないでしょうか。また、社会教育を施とまれるコンサートできません。公の施設の利用料はできるだけ低料金が望ましいのではないでしょうか。また、社会教育を施設されていたがでしょうか。また、社会教団体のたけによったいと思います。	本共施設の使い、 大生に、 大生に、 大生に、 大生に、 大生に、 大生に、 大生に、 大生に、 大きに、 、 大きに、 、 大きに、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、
31		行政は、市民が文化的・社会的活動に参加しやすい環境をつくる役割を持っていると思います。この観点から、特定の政党や宗教の活動、金銭的利益のための会議を除き、原則的には「受益者負担」を設けるべきではないと思います。 市民が文化的・社会的活動を通して人格を豊かにしていくことは、本人だけの「受益」ではなく、上田市にとっての「受益」でもあるのではないでしょうか。	市民の皆様により、 は と で に が と で に が と が と が と が と が と が と が と が と が と が
32		上田市使用料等算定に係る受益者負担の あり方に関する基本方針案に反対します。	適正な使用料・利用料金設定という観点から、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。
33		今までとおりにお願いしたい。(地域のことを学んでいますので)	適正な使用料・利用料金 設定という観点から、使用 料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)を お示しさせていただきました。
34		地域の公民館は住民の文化活動の原点です。 ぜひ今までの利用者団体減免制度を続けてください。	適正な使用料・利用料金設定という観点から、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。

35	公民館で、毎月行われている学習会に参加している者です。  この集まりは、財政上の裏付けのない任意団体ですので、今回市当局が打ち出した受益者負担が課せられることになると、大きな痛手で、今後会が存続できるかどうか大変危惧します。  こうした理由から、公民館の利用にあたっては、これまで通り減免の措置(実際は免除)を頂けるよう切にお願い申し上げます。	適正な使用料・利用料金設定という観点から、使用料・利用料金の算定にあたっての基本的な考え方として、今回の基本方針(案)をお示しさせていただきました。
36	とても重要な方針案ですが、上田市議会では議論されたのでしょうか?	今後、市議会においても 説明させていただく予定で す。